

第 8 回文化振興推進委員会会議録

日時 平成 24 年 6 月 26 日（火）午後 2：00～5：00

場所 八王子市役所 本庁舎 7 階 701 会議室

出席委員 11 名

欠席委員 1 名

事務局	市民活動推進部長	伊藤	紀彦
	学園都市文化課長	小浦	晴実
	学園都市文化課主査	南部	かや
	学園都市文化課主任	吉岡	淳二
	学園都市文化課主事	田中	里奈

1 開会の挨拶

市民活動推進部長から挨拶。

4 月に着任した。前職は、政策審議室の主幹を務めており、市の総合計画の策定などに携わっていた。

本年 1 月に、12 年間の黒須市政から石森新市長に体制が変わった。今年は、市政運営の柱でもある新基本構想・基本計画の策定年となっている。10 年に 1 度という節目の年であるが、本年中には原案を議会に上程する予定。昨年 12 月には、184 名の公募市民が計画の素案を策定し、前市長に提出した。石森新体制のもと、新たなまちづくりに動き出しているという状況である。

国の文化振興の動きに目を向けてみると、平成 13 年には文化芸術振興基本法が制定された。それに続いて現在、国では、劇場や音楽堂などに法的裏づけをつける法律を施行しようとしている。美術館などは法的裏づけがあるが、劇場等にはそういった根拠がなかったため、国が法的な裏づけを策定しようという新たな動きが出ている。実質的な運営に関しては、課題があるという新聞報道もあるものの、文化振興施策に関する動きが出てきている。

本市においては、平成 18 年に策定した文化振興計画に基づいて文化振興の取り組みを行ってきた。計画素案の策定に当たり、委員の皆様にご尽力いただいたことを、ここにお礼申し上げる。計画の中の取組内容として、条例策定の検討があげられていたが、先ほど申しあげた新基本構想等の策定期間になったこともあり、懸案であった文化振興条例の制定に着手することとなった。委員の皆様には、ご審議について、どうかよろしくお願い申しあげる。

後ほどご説明するが、条例案には、子どもたちの文化活動への参加等の機会提

供についての施策も重視して盛り込んでいる。本年 7 月から 9 月にかけて、夢美術館において、東京造形大学の桑沢学園とともに「来たれ！未来のクリエイター」を開催する。視点や発想のおもしろさを感じさせる、いわゆるアートやデザイン作品に触れ、楽しみながら学ぶことができる展示であり、ぜひ皆様にご覧いただきたい。次世代を担う子どもたちの芽を育て、文化への関心を高めるユニークな展覧会である。

昨年の東日本大震災の影響で、さまざまな伝統的行事などが自粛される状況があった。4 月には、当時の文化庁長官が自粛に当たり、「文化芸術は本来、私たちの心に安らぎと力を与え、地域の絆を深め、明日への希望を与えてくれるものである」「文化芸術は、復興への歩みを進める方々の心の滋養になることを過去の経験が物語っている」というメッセージを出している。文化振興は、復興への支援になるとともに、地域の絆、つながりを深める上で非常に重要だということを改めて認識したところ。

条例の制定に当たり、市議会からも要望が出ている。いつ制定するのか、どういう内容でという質問もいただいている。昨年の市議会では、前市長が「ある意味本市の将来の文化レベルを左右する重要な条例になり得るものであり、それだけに本市の特性を生かした実効性のある条例をつくる必要がある」と答弁している。委員の皆様には、これまで文化振興計画の策定管理、進行管理など、年 1 回の集中審議をお願いしていた。今年は、条例制定を控えているため委員会の回数が増えるが、この条例は本市の文化振興のよりどころとなる非常に重要なものだと考えている。

素晴らしい条例にしていきたいと考えているので、委員の皆様からの忌憚のない意見・提言をお願いし、挨拶とさせていただきます。

事務局

本日の出席者は 11 名、欠席者 1 名。委員の過半数の出席により今回の委員会の成立を報告する。

2 委員の変更について

事務局

八王子国際協会理事、八王子指定文化財芸能団体協議会委員及び八王子文化連盟副理事長の変更に伴い、委員が変更になった。

新たにご就任いただいた方から一言、お言葉をいただきたいと思う。

委員

私が所属している八王子国際協会は、設立されてから今年で 5 年目になるが、八

王子市内に住む外国人の方へのいろいろな支援や交流を中心として活動を進めてきた。活動拠点は東急スクエア 11 階。もし何か外国人のことでご相談、活躍していただける方がいるなら、ぜひご紹介いただければと思う。

委員

市役所の他の審議委員や協議会にも出させてもらっている。どれほどの力になれるかわからないが、よろしく願い申し上げる。

委員

専門は美術関係。私はずっと文化活動に携わってきているが、今一番感じるのは、若い次世代の文化を担う方をいかに育成するかが重要課題であるという点。よろしく願い申しあげる。

事務局

以後の議事進行を会長にお願いする。

会長

本日の議題は、簡単に言うと、文化振興条例の制定についての審議、平成 23 年度重点項目の取組状況についての審議である。2 つを順序に従って進める。

事務局

配付資料を確認させていただく。

・事前配布資料

- (推 - 1) (仮称)文化振興条例(案)
- (推 - 2) (仮称)文化振興条例制定の基本的な考え方(案)
- (推 - 3) 関連する他条例との関係
- (推 - 4) 関連する他計画との関係
- (推 - 5) 条例の名称についての考察
- (推 - 6) 文化芸術振興基本法
- (推 - 7) 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)抜粋
- (推 - 8) 八王子市文化振興計画(抜粋)
- (推 - 9) 文化振興条例制定・文化振興計画改定スケジュール(案)
- (推 - 10) 都内自治体の文化振興条例の内容
- (推 - 11) 都内自治体の文化振興条例
- (資料1) 平成23年度「文化振興計画」取組状況のまとめ
- (資料2) 平成23年度重点項目一覧
- (参考) 平成23年度「文化振興計画」取組状況

・机上配付資料

- (参考) 八王子市文化推進委員会委員名簿
- (参考) 八王子市文化振興推進委員会設置要綱

3 (仮称)文化振興条例の制定について

会長

文化振興条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回、条例案を協議・検討していただくに当たり、事務局でお配りしたとおり、たたき台をご用意した。この委員会でも、案をもとによりよい条例を制定したいと考えているため、ぜひ皆さん、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

八王子市の文化行政については、文化振興計画に基づき実施してきた。この計画の中に文化振興条例を制定するという取り組みを掲げている。これに基づき、今回、条例を制定していこうというもの。

まず、お手元の資料(推-1)が今回、私どもが提示する条例案。この条例案をつくるに当たり、資料(推-2)が(仮称)文化振興条例制定の基本的な考え方(案)である。こちらにある目的、理由、考え方などに基づき資料(推-1)の条例案を作成した。

資料5では、条例の名称についての考えをお示ししているが、「文化振興条例」でご提案したい。国の文化振興の最も基本的な方針となる「文化芸術振興基本法」では、文化芸術を「文化芸術のすべての分野を対象とする」としている。

一方で、八王子市の文化振興計画では、資料(推-8)の4「『文化』の範囲について」と書いてあるページがあるが、「本計画では、音楽や演劇、舞踊や伝統芸能をはじめ、歴史、自然、生活習慣、都市景観など、「市民の暮らし」の中にある文化活動の全てを対象としています」と規定している。基本法で言っている文化芸術の範囲と文化振興計画で述べている文化の定義が近いと考えられるが、八王子市の文化振興計画と整合をとる意味から、条例のタイトルを「文化振興条例」としてはどうかと考えている。

これが基本的な考え方だが、条例案について、1条文ずつ事務局から説明し、委員の皆さんから意見を伺っていくよう進めていきたい。また、本日いただいた意見をもとに修正案を作成し、次回提案したい。

会長

今、説明いただいた中で、個々の条文の検討をいただく前に、確認点が3つある。1つは、なぜこの委員会で文化振興条例について審議するか。当委員会の前身である文化振興計画策定委員会は、本日ご出席の方の多くがその構成員でもあったが、その委員会で条例の制定を課題としてあげていたが、ここへ来て動き出したという背景が1つ。こうした中で、意見をいただきたいのは2つ。1点目が資料2にある基本的な考え方、2点目が条例の名称そのものについて。

条例の名称については、「文化芸術振興」とするか「芸術文化振興」とするか「文化振興」とするか、その三択の中で事務局案としては「文化振興」としている。それは、やはり八王子市の文化振興計画が背景にあり、法律でいう「文化芸術」と、八王子市で使っている「文化」という言葉は、双方ともに「文化活動」とほぼニアリーイコールで使っていると判断した背景がある。この点について委員の方々の意見を伺いたい。

委員

資料（推 - 5）について、国は「文化芸術」になっており、12区内で江戸川だけが「文化振興」となっているほか、あとは全部「文化芸術」となっている。市も国分寺を除いて全部「文化芸術」。それにならえというわけではないが、私も文化連盟に入っており、文化連盟の団体の分野を見ても、また一般的な文化の概念から見ても、文化に芸術も含まれているということを考えると、「文化芸術」という言葉は問題ないと思う。

ただし、「芸術文化」となると、これはやはり芸術を重視しすぎているように思うため、賛成できない。

生活文化など、様々な文化の要素がある中で、やはり芸術は文化に占めるウエートが大きいと考える。八王子市の場合、芸術を入れないで文化とするのは、資料（推 - 3）（推 - 4）を見ても、芸術の要素がちょっとおざなりになっていると感じる。やはりこの文化の中の芸術のウエートは大きいものとして捉えると、「文化芸術」としたほうがいいのではないか。

また、先ほども話が出たが、次の世代のことを考えてやっていかななくてはならないという点だが、今、文化連盟の諸団体は全部、高齢化が進んでいる状況。もうあと何年かすると、文化祭に参加できない団体がたくさん出てくると思う。その前に手を打たなければいけない。小中学校で狂言などの音楽鑑賞教室が開催されているが、せいぜい年に1回ぐらいで、あとは、子どもたちが自分たちで発表する機会がある程度。それを踏まえると、次の世代の子どもたちに芸術の分野にもっと触れてもらうため、「文化芸術」とした方がいいと考えている。

最近、中学校の授業においてダンスが取り上げられている。リズムと創作の2種類あって、リズムが人気だそうだが、創作に含まれる芸術的要素も多くの子どもに触れてほしい。そういう意味でも、市全体で芸術をもっと深く取り上げていただきたい。

会長

確かに、それぞれ所属する組織により、強調したい点はそれぞれあると思う。ほかの方で意見はあるか。

当然それぞれの考え方は、どこに重きを置くかによって変わるもののため、根

本的な議論をすると尽きることがないと思う。ただ、事務局案を条文ごとに見ていくと、市民等の義務のところ、市民の活動そのものを文化活動と定義しており、活動内容をより広く捉えようとしている点を勘案すると、「芸術」という言葉をタイトルに入れない方が適当、という考え方をしているのだろう。

委員

そう思うが、「文化」と「芸術」とが並立する形でもよいのではないかと考える。

会長

ご意見はわかるが、それは条文、条例のタイトルより、後で審議する条文、条項の中の、よりどこに重点を置くかという議論の中で、条文の中に入ってくることはあり得ると思う。ただ、門構えは比較的広く構えておいたほうがいいのではないかと、という考えから事務局では「文化振興条例」としていると思う。

委員

法律の名称が「文化芸術振興基本法」となっていることから、「文化芸術」とした方が法律との整合性はつくのでは。

会長

おそらく、文部科学省が所管であるため、「文化」ではなく「文化芸術」とすることで、法律に特色をつける意図もあったのではないかと。

委員

私も、「文化芸術」の方が一般的、常識的な考え方ではよいと最初は思ったが、今は「文化」の方が望ましいと考えている。理由は3点。1点目は、会長がおっしゃったように、文化をなるべく幅広く捉えた方が概念としていいのではないかと、という点。文化といえば芸術が含まれないというなら問題だが、当然含まれる。2点目は、文化芸術振興基本法を参考にしつつも、八王子は八王子の考え方で条例を制定してよいと考えていること。3点目として、当市の文化芸術に関する様々な事業については、議論を踏まえたうえで、「文化」に統一している。「文化」でまずいということがあれば別だが、差し支えがなければ、「文化」でよかろうと思う。3案のうち、「芸術文化」は除外するとし、二者択一で「文化」か「文化芸術」かになる。2択だと、私は5.5対4.5ぐらいで「文化振興条例」でよいと思う。

委員

国分寺市の条例も「文化」で「芸術」をつけていない。国分寺市は古代からのいろいろな文化的要素を包含しているため、文化を広く捉えたのだろう。芸術の重要さは重々承知しているが、八王子もそういう意味では、近隣の自治体に比べると歴史の古さもあり、生活基盤の深い面もある。「文化」だけで全ての要素が含まれると思う。会長が言われる、後の各条文の中で、何か八王子独特のものがあったとしてもいいとは思っている。

会長

他にあるか。特になければ、事務局でもいろいろ同じようなことを議論し、やはりここへたどり着いたと思うため、それを尊重したい。

今の問題とは別に、資料（推 - 2）の文化振興条例制定の基本的な考え方（案）について、少し異論がある。条例制定の目的が示されているが、「法的基盤を整えることを目指し、条例を制定して基本理念、市の責務を規定し、文化振興に関する市の方針を明らかにする」とあるが、これだけでは上から目線に感じる。条例制定の本来の目的は、文化振興に関する市の方針を明確にするとともに、市民に理解してもらおうという姿勢がないと、市としてはこういう方針だということを一方的に表明するだけ、という印象を受ける。市と市民等との相互の関係というのが後の条文にはあるのだから、やはりそれを基本的な考え方の中に盛り込むべきだと、参考意見として申し上げる。

委員

私も同意見である。裏読みをすると、市民が主役だと言っておきながら、これは上から目線で黙っていると、そういうのが見え隠れする表現になる。誤解を生じさせるような文言だと思う。

事務局

ご意見をもとに修正する。

会長

今までのところで他に意見がなければ、具体的に条文に入っていきたいと思うが、よろしいか。

それでは、資料（推 - 1）に基づき、前文の説明を事務局から願います。

事務局

前文では、八王子の紹介、文化の意義、条例の理念、こういったエッセンスを文章化したものになっている。この条例案は、既にある文化振興計画の基本理念や考え方は継承し、法的基盤を整えるということと、皆様から今、意見をいただいた市民等の認識が深まるという考え方を明文化している。文化振興計画と文化芸術振興基本法に基づいている前文ということになる。

委員

前文は、いろいろな要素が入りすぎているように感じる。もう少しすっきりするとよいが。終わりから 4 行の「ここで新たに」で結論に入っていくが、そこまでの流れももっとスムーズにした方がよいように感じる。例えば西東京市の条例にも前文が載っている。このぐらいのボリュームの方が、読んでいて頭に入りやすい。もう少し単純になればいいかと思う。

委員

賛成。長過ぎる感はある。いろんなことを言いたいのはわかるが、こんなに詰め込むのはいかがか。

会長

半分くらいのボリュームでよいのでは。

会長

事務局の方で修正案を検討していただきたい。

委員

前文の上から 6 行目、「姉妹都市や海外友好都市との都市間交流も行うなど、多くの人々の交流がある」と受け、「これらの交流により、特色ある伝統文化も生まれ」とつながっているが、この交流というのは、割と新しい時代に行われている姉妹都市や海外友好都市との交流が主という考えか。それとも、地理的なロケーションによって生まれた、歴史的な要素も含めた全ての要素も含めている、という考えか。

事務局

全てを含めるという考え。

委員

であれば、地理的なロケーションにより、いろいろな交流が昔からあった、というニュアンスが原案では伝わらないので、そこも再考いただきたい。

委員

下から 5 行目ぐらい、「ここで新たに」からそれ以下の文章がよく分からない。「市と市民が連携して、新たな文化を生み出す土壌を育て」、その次に来るのが「日常生活の場面において身近に文化を感じられる」とあるが、新たな施策と目指す方向が分かりにくい。詰め込み過ぎて文脈の関連がわかりづらい。文章の工夫をお願いしたい。要は、「市と市民の関係を整理し、法制化する事により、更なる文化振興を図る」ことをシンプルに表現すべき。

委員

あと、2行目の「先土器時代」というのは、八王子の特色なのか。

事務局

古い歴史のあるまちという表現をするため持ってきたという意味合い。

委員

先土器時代などの名称については、古代史でも議論が分かれているところであり、「およそ何千年も前から」などの表現の方が問題はないし、一般の人にも分かりやすいのでは。

会長

先土器時代と表現した後、すぐ戦国時代に飛ぶのは気になる。

委員

「土壌」、「心の豊かさ」など同じ言葉が重複しているが、なるべく簡素化し、短い文にした方がよい。

会長

前文については、簡素化し、何が言いたいかgstレートに伝わる形に事務局で修正する、ということとする。

次に、第1条、また説明をお願い申し上げる。

事務局

この条例は、文化芸術振興基本法と八王子市の文化振興計画に基づき制定するわけだが、条例の対象として、2行目の最後のほう、「市と市民等（市民及び市域で文化活動に関わるすべての人々をいう。）」として、対象を限定せず、より多くの方を対象とすることで、文化振興の効果を高めるねらいがある。八王子市の市民参加条例で「市民」を規定しているが、ざっくり言うと、「市内在住・在勤・在学の方・団体」を指している。また、それ以外の市域で文化活動に関わるすべての人々というのは、例えば日野市民の方、日野市に住んでいる方だが、八王子市のいちょうホールで何か公演をするとか、見に来たとか、そういった方を広く含む。

会長

第1条について、何か意見があるか。

文化芸術振興基本法に基づくところがあるが、もう1つ、説明のところ、文化振興計画の趣旨をベースにとある。ここで言っている文化振興計画とは、平成18年に策定した計画のことか。

事務局

平成18年の文化振興計画がベースとなっている。

会長

そうすると、八王子市文化振興計画というのは1つの固有名詞で使えるはずだが、文化芸術振興基本法に基づくとともに、八王子市文化振興計画にのっとって、などの文言があった方が、八王子市にも文化振興計画があったというニュアンスになる。計画が先にあったこととか、「八王子市文化振興計画」計画の正式名称などが条例に盛り込まれている方が自然。

委員

逆に言えば、基本法という規定はここに入れる必要はない。むしろ、八王子市

文化振興計画にのっとして、という方が素直。ただ、計画の期間は 10 年であり、条例との整合性はつける必要はある。

事務局

文化芸術振興基本法第 4 条に地方公共団体の責務が規定されており、「地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とある。これに基づき、市は文化振興に関する基本理念を定めているため、条例案では「基本法の規定に基づき」という文言にしている。

委員

他自治体の条例には、必ずしも「基本法に基づき」という文言が入っているわけではない。

事務局

入っているところと入っていないところがある。検討させていただく。

会長

次に、第 2 条について。

事務局

第 2 条の基本理念では、前文、目的の中で述べている市の文化振興に関する基本的な考え方をさらに細かく細分化している。第 1 項については、市民等の自主性、創造性、表現の自由を尊重するもの。第 2 項については、幅広い文化活動の多様性を尊重して、文化活動の楽しみが広く波及していくことを目指すもの。第 3 項については、皆さんから意見が出ていた八王子市の将来を担う子どもたちを初めとして、文化活動、継承を発展させていく人材を育成していくことを目指すもの。第 4 項については、文化芸術の振興に当たって、市民と市との連携・協力は必須なため、ともに手を携えて実施していこうというもの。

会長

第 2 条の条文に関して何か意見があるか。

委員

語尾なのだが、全部が「なければならない」というのはいかがか。

事務局

例えば「されるよう考慮する」とか、そんなイメージか。

委員

「するべきである」というのもあるだろうが、全部が「なければならない」となっている。条文全体としても「ねばならない」という言葉の語尾がいっぱい羅列されている。

委員

主語はだれか。誰が「～なければならない」のか。

事務局

条文に主語がない場合は、主語は市になる。

委員

八王子市が考慮する、という意味か。

委員

文化振興を市と市民等とでともに行う前提なのに、なぜここだけ市なのか。これは、他の自治体の場合も、「区は」とか「区民等は」と入っているところがある。市だけだったとしたら市でも構わないが。

事務局

確かに、主語を明確にしないと市だけが主導でやっているとなってしまう。であれば、おっしゃるように、主語をはっきりと明記し、両者でやっていくということをも明記するのが適切かと考える。

委員

もちろん市が主体となることがあっても構わない。もっと明確にという意味。例えば、第 2 項の主語は明確に市だと思う。「環境の整備を図るとともに、市民等が取り組む裾野を広げるよう努めなければならない」。

会長

もう少し主体がわかるようにする、という議論だった。

次に、第 3 条及び第 4 条について事務局より説明をお願いする。

事務局

第 3 条は「市の責務」について規定している。第 1 項が、文化の分野以外の他の施策を考慮しつつ、総合的・計画的に文化振興に関する施策を実施するように規定しているもの。第 2 項については、オリンパスホールやいちょうホールなどの文化施設や市民センターなどの施設を活用し、皆さんが実施されている文化活動が充実するように努めるということを規定。第 3 項については、文化振興のための施策を実施するに当たり、必要に応じて文化芸術団体、企業、国、東京都、また、ほかの市と連携していくことを規定しているもの。

第 4 条では「市民等の役割」を規定している。第 3 条では「市の責務」、第 4 条では「市民等の役割」と使い分けをしている。これは、文化振興に当たり、市に対してより重い責任を課していることを表現している。

第 3 条の考え方の第 2 項の説明の部分は誤りであり、削除していただきたい。

会長

今、第 4 条も含めて説明されたため、第 3 条、第 4 条、片方が「市の責務」、片方が「市民等の役割」となっている、この 2 つの条項について、いかがか。

委員

この中にはないかもしれないが、例えば施設を新設するときには市民の意見を聴くことは大事だと思うが、そのあたりを何かうまく盛り込めたらいいと感じる。これは市が一方的に施設を準備するのではなく、計画したとき、やはり市民の意見も十分入れることが必要だと思うが、そういうことを何か入れれば。

事務局

第 6 条で、文化振興に関する計画の策定という条文がある。第 6 条の第 2 項「市は、計画の策定に当たっては、学識経験者や文化活動の造詣に深い市民等の意見を聴き、幅広い視点を取り入れるよう努めるものとする」とあり、これは、一義的には本推進委員会の意見を聴くことを想定しているが、新しい施設を建てるときには、文化振興計画の中にまず盛り込むことになる。そうすると、その計画に対する市民等の意見を取り入れるということで、委員がおっしゃったような市民等の意見を取り入れるという項目については、第 6 条の第 2 項で恐らくカバーされるのではないか。

会長

次は第 5 条について。

事務局

第 5 条では、八王子市の将来を担う子どもたちに文化活動への参加として、人間性を育ていこうという内容を規定している。今、つくっている八王子市の長期ビジョンである新基本構想・基本計画の中でも、やはり子どもの豊かな心と文化を育むまちといった内容を掲げようとしているため、本条例でも子どもを対象とした施策を推進していくことを規定している。ここで言う「子ども」というのは、八王子市のこども育成計画における子どもの定義「0 歳から 18 歳未満」を用いている。参考に、現在八王子で実施されている子どもを対象とした文化事業の例を掲出している。

会長

これは基本理念の第 2 条の第 3 項にある人材育成の部分をさらにより強調して、次世代についての育成を挙げたということ。これについて意見があるか。

別になければ、第 6 条の説明をお願いします。

事務局

第 6 条では、文化振興計画の策定について規定している。文化振興計画の市の中での位置づけは、市の長期ビジョンである基本構想・基本計画中の文化の分野に特化したもの、となる。文化振興条例とともに、八王子市の文化振興にとっては、とても重要なよりどころとなる。文化振興計画は重要なものであり、文化振興推進委員会のような学識経験者とか、文化活動に造詣の深い方々の意見を伺い、

策定することが必要と考え、この条文にしている。

会長

続けて第7条について。

事務局

第7条では文化交流の推進について規定。こちらは、国内外との文化交流について規定しているものだが、文化交流によってお互いの理解を深め、文化活動を活性化していこうというもの。

会長

前文にあったように、八王子の特徴として交流都市としての面を出そうとしているわけか。後で意見を言うが、何かあるか。

続いて第8条の説明をお願いします。

事務局

第8条の委任についての規定は、文化振興推進委員会の設置などについては条例の中で規定せず、要綱で別途定めることを想定している。条例で余り細かいところまで決め込み過ぎてしまうと臨機応変に対応ができなくなるため、大きなところだけ条例で決めておき、その他については要綱などに委任する、という趣旨。

会長

後半は駆け足であったが第8条までの内容や全体の構成について、ご意見あれば伺いたい。

文化振興の計画策定を第6条で定め、細かい項目を委任するのであれば、計画の策定と委任とは条文を連続させ、子どもたちへ向けた施策や文化交流という強調すべき個別の施策は前の条文へ移した方が、構成として自然だ。

委員

そうした個別の施策の箇所に芸術的な要素が入るとよい。例えば、車人形などは既に八王子市民は知っているが、新しい芸術関係の取り組みは、ワークショップにしても宣伝不足だと思う。人が集まらない。

委員

4月に台湾に民間レベルで高雄へ呼ばれて、私は車人形の公演に行ってきたが、高雄市民が八王子市と姉妹都市だということはあまり知られていないようだった。都市間の交流についても少し力を入れていくような組織づくりが必要ではないか。

会長

今のご意見を支援する意味でも、せっかくカサド・チェロコンクールなど、一生懸命やっている事業があることを考慮すると、文化芸術に対する支援をきちっとやっていくという点を条文に盛り込んでもよいのではないか。

事務局

第 3 条の「市の責務」に、芸術的な要素を入れるか、それとも個別の条文で扱うというイメージか。

会長

個別の条文で扱うということではないか。市の責務は、本当はもっと省略してもいいと考える。施策の中で、特に力点を置くものが分かるほうがいい。

委員

第 6 条で、「文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」とあるが、これは八王子市文化振興計画とどう関係するのか。

事務局

この計画は、八王子市文化振興計画を指している。

委員

通常、条例ができ、その中でそれに従い振興計画を立てるとというのが順序だが、文化振興計画は既にある。第 1 条での議論では「この条例は、八王子市文化振興計画に基づき」の方がよい、という話があったが、第 6 条では、「この条例に基づいて市は策定する」とあるが、整理が必要。

事務局

第 1 条を修正するとすれば、ここの条文も当然、それに合うようにかえることになる。

委員

仮に 1 条に盛り込まれなくても、第 6 条にある「策定するものとする」という文章はおかしい。計画は先に存在する。

会長

第 1 項の部分は、むしろなくてもいい。第 2 項を、単にこの 6 条として、要は、こういう策定をするときは市民の意見を聴くというのをうたっておけば、それでいい気がする。

ほかに何か意見はあるか。

委員

前文に「姉妹都市や海外友好都市」とあるが、海外友好都市がどこかは知っているが、姉妹都市はどちらか。

事務局

日光市と苫小牧市。

委員

友好交流都市と姉妹都市と表現されても、国内なのか、海外なのかが分かりにくい。例えば「内外の姉妹都市や友好都市」でもいい。

会長

前文はみんな読むため、やはり用語はかなり注意深く扱う必要がある。細かいことを言うと、「学生や教授陣」と言うが、「教授陣」ではなく「教員」という言い方の方が一般的だ。

委員

講師や準教授は入らないのか、という話にもなるので、教員の方がいい。

「私たちのまち八王子市は」とはじまり、「できるまちである」と文章が終わるのは重複している。修正が必要だ。

会長

やはり市民が見て、読もうという気になる文章がいい。先ほどの繰り返しになるが、「なければならぬ」という表現が繰り返されると、読みたくなる。

次回までには委員の方々から出た意見を勘案した修正案を、事務局から提示してもらおうこととする。

会長

次回の推進委員会は7月30日の予定とする。

4 平成23年度重点項目の取組状況について

会長

議題の2番目で、文化振興計画の平成23年度の重点項目の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1。130件の取組みのうち重点項目を14件選定し、重点的に進行管理をしている。130件のうち、AとBの評価が全体の95%を占めており、概ね順調である。2つ目の重点項目、目標未達成項目のみというのは、つい先ほどまで皆さんに議論をいただいていた文化振興条例の制定についての検討。これが長年懸案になり、ずっとDだったりとかだったのだが、今回、制定に着手したということで、A「目標を達成できた」ということになった。

資料2は、14件の重点項目だけをピックアップしてまとめたもの。23年度の欄にAとBが記載されているが、「目標に対する取組み内容の達成度」というところは、担当している課の自己評価。それに対し、その右側「文化振興専門部会の評価」欄は関係する課の係長、主査で構成している文化振興専門部会が、所管の自己評価に対して妥当かどうかを再評価した結果。これが市の評価案ということになるが、これでよろしいかどうか。委員の皆さんのご意見・ご質問等があれば、伺いたい。

会長

左側に事業案件の通しナンバーがある。1、5、16、23 というふうに、簡単に説明いただきやっていく。

では最初に、施策としては「むかし」と「いま」を知るということで、1と5について、ご説明いただく。

事務局

1と5については、それぞれ目標に対して実績が超えていることになるため、市の評価は所管の自己評価のとおりAとした。

会長

この項目について何か意見のある方はいるか。なかなか直接かかわった方ではないとわからない部分。

特に委員のご発言がなければ、専門部会等を尊重し、A評価で結構ということにする。

次のシート の 16、23 について、この担当部署の評価はBだったが、専門部会として、Aをつけた事情が何か。

事務局

数字としては一応伸びているため、目標が達成できたということによいのではないかと考え、A評価に上げている。

委員

インターンシップのところで、大学にばらつきがあるのは、何か理由があるのか。

事務局

大学によって取組みの内容が異なっているということ。あとは、生徒数も関係していると思われる。

委員

粘り強く依頼してはどうか。八王子文化連盟では今、中学生の絵画展を実施しているが、一度依頼しただけでは反応は少ないが、電話して事情を話してお願いすれば、協力してくれることが多い。

事務局

産業振興部や大学コンソーシアムがあるため、そういったところを通じて呼びかけはしているが、やはりなかなか難しいところがあるようだ。

会長

インターンシップを単位化している大学としていない大学があるため、やはりその差が出てくるとい事情もあるようだ。

では、次のページの施策の「いろいろな文化」を共有するという中のナンバー

35 の取組みは B 評価ということ。これは実績が少ないということか。

事務局

35 については、事業の実施回数が少ないところで、自己評価、それと専門部会の評価ともに B ということになっている。

前回、委員からの意見として、教育委員会との連携をとってほしいという話があった中で、JICA の協力を得て、教員への国際理解の教育についての講座を開き、実施している実績がある。

会長

これについて八王子国際協会の委員から何か発言があるか。

委員

もともと国際理解協力プログラムは、もう少し活発に行われていたが、平成 22 年度から学校教育に英語教育が入った時点で、学校からのオファーが減った。学校側と教育委員会と国際協会を交え、今は単に英語のできる人を紹介したり、単にいろんな国の人を学校に連れていくのではなく、その国がどういう状況にあるかとか、世界の中でどういう状況にあるかとか、そういうことを学ぶのが本当の国際理解教育、国際開発教育だという考え方に変わってきているようだ。来年度はもう少し進展するのではないかと思う。

委員

もう少し子どもが関心を持つ話題に持っていけばいい。僕の周りにも JICA で海外青年協力隊に行った人がいるため、彼女とか彼らの話を聞くとすごく面白い。行った人の実話や実体験を子どもたちに教えるのがよい。

実体験を子どもたちに話してあげるということは、すごくいい経験になる。海外の言葉を教えるのではなくて、その内容を興味深くしていく。自分は何で日本に生まれ、豊かなところにいるのかというのが実体験でわかると随分変わってくるのではないか。

委員

協力隊員ではないが関心があって現地に行ったという割合著名な人のインタビュー記事が、JICA の後ろのページに結構出ているが、そういった人もとりあげるとさらに関心が広がると思う。

表面的な理解だけではなく、時には刺激的で、というのがあったほうが良いと思う。

委員

難しいのは、幼い小中学生に刺激が強すぎるものは出せないという点である。

国際理解ワークショップを武蔵野市国際交流協会で行っているが、そこになるべく教員に入っていたら、意識を変えてもらおうと思っている。

委員

タイトルを「国際理解教育プログラムの支援」ではなく、「人の国を知ろうと」というようなものにした方がよい。こうした活動に実際に関わろうという機関がもう少し広がる。

評価としては、Bは甘いと思う。

会長

昨年度にならうとCの「あまり目標を達成もしくは維持できなかった」か。

委員

諸般の努力にもかかわらずという条件つき。

会長

Cとする。

では、次の施策「文化びと」を支えるということで、52番の取り組み。これは昨年度に比べて低いB評価になっている。この辺はどういう背景か。

事務局

市民文化祭の時期には、まだ公共施設の夜間閉鎖の影響もあり、来場者が減少したと考えている。そういった事情はあるにしても、目標値に対して、来場者数が落ちてしまったため、B評価とした。

委員

震災の影響は大きい。来場者の問題も震災の影響もあり、今お話ししたように会場が使えなかった。夜間使用禁止だったり、そういうことがあったため。ただし、本当にその中でも一生懸命やっている団体もあるが、文化祭の実施ということについては、やっぱりB評価かもしれない。

それと、今年の音楽芸術フェスティバルは、11月にオリンパスホールで行われる「蝶々夫人」のピンカートン役の村上敏明さんという素晴らしいゲストを迎えており、内容は充実するだろう。

委員

文化庁長官のコメントが先ほど出たが、実際に芸術に触れたほうが気持ち的和らいだり、豊かになったりすることで救われることがいっぱいあるものだ。

文化連盟もオリンパスホールのこけら落としで頑張ったが、震災の影響を受け、文化祭は厳しい環境だった。

会長

では、これは評価としてBとする。

会長

次の「文化びと」を育てる、70番、これについてはA評価のため、委員の方から特に意見があるか。

なければ、そのまま A を追認することとする。

次に、87 番の事業、これも同様に A 評価のため、委員の方から何かお気づきの点があればお願いしたい。

委員

22 年度から比べると内容が少ない。

事務局

環境学習リーダー養成は隔年でやっているもののため、もともと 23 年度は養成しない予定であった。予定していた内容だけで評価している。

会長

では、A とする。

次の 94 の事業。これも A 評価である。

事務局

これも育成が順調に進んでいるということで A 評価。

会長

では、A 評価とする。

次の 114 番。

事務局

八王子商店研究会が学生と協力し CM 作成を行っているが、これも順調ということで A とした。

会長

この辺は学生代表の委員はどうか。

委員

人気の高いイベントであるが、学生委員会以外の他の学生さんにも参加を呼びかけていただくと、参加者により広がりが出て、さらにいい事業にできると思う。

委員

学生にこだわるのではなく、同年代の社会人も参加してよいのでは。サポーターみたいな組織で、学生以外にも一般募集するというのも一つの手。その辺はどうなっているのか。もう少し、その輪を広げることにより、学生と市民がうまく、そこで交流が一つでもできると、また輪が広がる。

委員

お客さんの層が、親子連れとか、高齢者とお孫さんが多い。学生との輪を広げたいということであれば、学生をターゲットとするイベントにすべき。毎年いろいろな芸術的なイベントが行われているが、もっと学生を呼び込むチラシを配布するとか、広報面を強化すべきだと思う。いかに学生に知らせるか、認知してもらうかに重点を置くと、もっともっと層も変わってくる。

委員

私は美術をやっており、美術展に参加者を募集するが、学生はなかなか来ない。昔の美術展というと多くの大学生が参加した。そういう環境から、今の学生は発想が変わったのか、それとも芸術に興味がないのか、その辺はどうなのか。

委員

芸術系の大学に呼びかければ人が集まるかとは思うが、最近では、活発に活動する学生と、何もやらない学生の差が激しい。

会長

評価としては、いろいろ実績を上げているという意味でAとする。

次に116番だが、これは年度から見ると、昨年22年度のD評価からB評価まで上がった。

事務局

116については、新しい助成制度を設けることは難しい状況である。ほかの団体がさまざまな助成制度、補助金を出したり、助成金を出したりもしているため、そういった情報をむしろ積極的に皆さんにお知らせしていこうと、市のホームページに情報を大幅にふやした。そこで、これまでのD評価からB評価に上げたところなのだが、八王子市の助成制度ではなく、ほかの団体さんの助成制度の紹介ということにとどまっているため、Bとした。

会長

他の団体の助成だとしても、市として申請のための支援はしたのか。

事務局

学園都市文化ふれあい財団が市以外の団体の助成金の交付申請をするに当たり、実質的な事業主体は財団であっても、申請者を市として申請する必要があるものについては、市が助成団体に交付申請をした。交付決定後、助成団体から市に交付された助成金を、市から補助金として財団に交付した、という実績が3件あった。

会長

これは、B評価でよろしいか。

それでは、次の119番の事業はA評価ということになっているが、これについては。

事務局

ふれあい財団で毎月1回新聞に折り込む「ラララ」という情報紙なのだが、市で年間4ページ分、スペースを持って載せている。ここに書いてあるような情報を載せて皆さんにお知らせできたためA評価としている。

会長

「ラララ」というのは、発行部数はどのくらいか。

事務局

23 年度実績で 21 万部だった。主要新聞 6 紙に折り込みしているのと他に、市内の公共施設、あと郵便局にも置いている。

友の会に入っている方には別途お知らせをお送りしている。

委員

でも、今は幅広い世代で新聞を購読していない人は多い。

委員

特に八王子では、他の地域から八王子に一人暮らしで来ている学生も多いため、新聞は取っていない人が多い。新聞記事はパソコンで見るものとなっている。

委員

だから、本当は「ラララ」も、主要な駅や、その他の場所にも置けるように部数がもう少し増えればよい。新聞の折り込みだけに頼ると、極めて限られた世帯にしか行き渡らないことになる。

委員

今、インターネットの話があったが、新聞だけではなく、ホームページに載せるとか、そういう話はないのか。

事務局

財団のホームページで掲載している。

委員

ウェブの場合、一般の人が財団のホームページを開くかと言われれば開かない。

委員

昨年実施した行事では、観覧希望数のうちインターネットで見た人は 1% にも満たない。手配りしている広報はちおうじの効果があるようだ。あれに挟んでもらうという形のほうが確実的なのかと思う。うまく広報に便乗するというのはできないものか。

委員

今は、何か情報を自分で選択して見る時代になってしまったため、全般的に見させるという方法を考えなくてはいけない。ツイッター、フェイスブックとか、そういうものを使っていかないと学生は見ない。

委員

文化連盟でも、いろいろな活動、催し物等を広く皆さんに知ってもらうことは、とても大きな課題である。

会長

わかりました。いずれにせよ、情報発信をしているということで A 評価とする。では、133 番の事業、地元企業との連携の中で。

事務局

これについても目標に対して実績が達成できたと評価ができたため、自己評価は B だったが、A 評価ということにしている。

会長

この産学公連携部門を設置したのは、大学コンソーシアム八王子の中に連携部門をつくったということか。

事務局

そのとおりです。

会長

発表して、企業と実際採択されていったところはあるのか。実現したものとか、実用化されたもの。

事務局

ごみ収集カレンダーにQRコードを掲載することで、学生さんが情報を確認しやすくなるという提案を実現した。

会長

実績を上げたという点でA評価とする。

あと、次のページの135番、条例制定についての検討だが、これはA評価か。委員会としてはBではないかと考える。

事務局

承知しました。

会長

今、一通り14件について委員会としての評価をしたが、あとは24年度での重点項目について、何かお気づきのところがあるか。そのまま特に意見が出ないと、今のものはほとんど継続で重点項目のままいくということになるのか。

事務局

135番の条例の制定、これがDになったため、もし特に何も意見がなければ、135番だけが消え、それ以外は重点項目として残っていくが、目標未達成項目ではなく、委員選定項目として残すのがよいか。

会長

それがよいと考える。

5. その他

事務局

委員の任期について、7月31日をもって満了するが、ここで条例の制定について議論を始めていただいたので、引き続き今のメンバーで議論を進めていただきました

い。よろしくお願ひ申しあげる。

会長

市としては、今の委員を再任してお願いしたいということ。それでよろしいか。
意義がないので、事務局の提案通り再任ということをお願いしたい。

事務局

手続きは郵送にてさせていただきます。

委員

条例の策定はもちろんとて大事だが、その裏づけとなる予算もついていかないといけない。最近、市のほうは何かというと、このような財政状況ではとおっしゃるが、何の予算の裏づけもない条例は何の意味がない。その辺の努力もぜひしていただきたいと思う。

事務局

何とか努力していきたいと思っている。

会長

それでは、これで本日の委員会を閉会とする。